

こんにちは！浦郷警察署です。
 今月は「テロ・密航・密輸防止」についてです。

■これまでに寄せられた不信情報など

『木造船の漂流』

平成 28 年 12 月 21 日、地元漁師からの通報。知夫村島津島大頭付近海上に船籍不明の木造船が漂流。



『北朝鮮船が海底ケーブル切断』

平成 29 年 2 月 10 日、知夫村沖に避難入域中の北朝鮮船籍が走錨し、NTT 海底ケーブルを切断。一時不通となる。



『ポリタンクの漂着』

平成 29 年 2 月 25 日、海士町菱浦レインボービーチにハンゲル文字で「過酸化水素」と表記されたポリタンク 2 個が漂流。



不審な船・車・人・物の発見の際には通報を！！
 些細なことでも結構です。情報をお待ちしております。
 浦郷警察署 TEL：6-0121



海藻専門家の一口メモ



岡部株式会社応用藻類学研究所 林さん
 株式会社ノア隠岐 山谷さん

今回は『アラメ』を紹介します。

隠岐特産のお土産品として乾燥品が売られている馴染のある海藻です。西ノ島では水深 1～5m の浅い岩場、岸壁や防波堤のコンクリート構造物に生育がみられます。

海藻の容姿は、太い茎の先端がへら状に二又に分かれ、双方にハタキ状に葉を沢山持つ姿です。写真の高さが 0.5～1m 程の大きさのアラメが群生する景観は森林を思わせ、“海中林”と呼ばれます。ここはアワビやサザエ、魚の生活場、漁場に利用される漁業に重要な場となっています。

11～12月のアラメ場では、アラメの葉の表面が斑点状に膨らんで色が変わっている部分が沢山みられます。ここから沢山の種（精子状な遊走子と呼ばれ、顕微鏡で視認出来る大きさ）を出す繁殖の季節を迎えます。それ以降の冬季（1～3月）から春先（4～5月）には若い柔らかい葉を繁茂させる季節となります。

最後に隠岐島でのアラメの食べ方を紹介します。1～3月の新葉を細かく刻んで味噌汁に入れると風味も食感もよく美味しいです。また、茎先端のへら状部を乾燥して味噌漬けにして食べられます。茎上部（へら状部下方）も細かく刻んで味噌汁に入れるとトロミが強く美味とのこと。隠岐の季節を感じられる食材での一品になります。



**確定申告の医療費控除に
関わる医療費通知について**

税制改正により、確定申告の医療費控除に、島根県後期高齢者医療広域連合から送付される医療費通知が使用できるよになりました。

希望される方は市町村窓口へ申請をお願いいたします。すでに申請されている方は、改めて申請の必要はありません。

- 通知発送時期：平成30年1月中旬
- 対象受療年月：平成29年1月～10月
- 申請期限：平成29年12月22日（金）
- 申請窓口：西ノ島町役場

町民課 保険年金係

※11月、12月受療分については、医療機関が発行する明細書、領収書を申告に使用してください。

※保険外診療を受けた場合は、医療機関が発行する明細書、領収書を申告に使用してください。

※療養費通知（柔道整復、あん摩マッサージ、はりきゅう）については、平成30年1月送付予定分と平成29年7月、11月送付分をあわせて申告に使用してください。また、10月～12月受療分については施術所が発行する明細書、領収書が必要です。

**NHK受信料の
免除制度をご存知ですか？**

以下の方を対象に、NHK受信料が免除されます。

■全額免除

次の①～③のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で世帯全員の市町村民税が非課税世帯の場合

- ①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳

■半額免除

次の④～⑥のいずれかの手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者である場合

- ①身体障害者手帳（視覚障がい又は聴覚障がいによる）
- ②身体障害者手帳1級または2級
- ③療育手帳A判定
- ④精神障害者保健福祉手帳1級
- ⑤戦傷病者手帳（障害程度が特別項症から第1款症）

免除を受けるには申請が必要となります。印鑑・右記の手帳をご持参の上、西ノ島町役場 健康福祉課（6・0104）までお願いします。

免除基準に該当しなくなった場合は、速やかにNHKまでご連絡して下さい。再度該当する場合は申請が必要となります。

狩猟期間が始まります



1. 狩猟期間

- JALしほね隠岐どうぜん地区本部が管理する牧野内：12月11日（月）～2月15日（木）
- 上記以外の狩猟可能場所：11月15日（水）～2月15日（木）

2. 法による銃猟禁止区域等事項

狩猟が禁止されている場所	・鳥獣保護区（焼火山南側） ・公道（私道でない道路全般・赤道も含む） ・公園法の特別保護地区 ・社寺境内、墓地 など
銃猟が禁止されている場所等 (狩猟禁止場所に下記を追加)	・市街地又は、人家、人の集まる場所 ・人畜・建物・自動車・船舶等に弾丸が到達するおそれのある方向での発砲
銃猟の時間規制	・日没後から日の出前までの銃猟は禁止（日没後から日の出前までの時刻は、実際に日光の明暗ではなく、暦による日没・日の出の時刻とされている）

3. 土地所有者の承諾

垣・柵等で囲まれた土地、田畑等で狩猟をする場合は、土地所有者（占有者）の承諾を得ることが必要です。

4. ハンターの皆様へ ※要注意

冬季は、山林や畑で仕事をしている方がたくさんいますので、ハンターの皆様におかれましては、くれぐれも安全確認を徹底して頂くようお願いいたします。また、法令やマナーの遵守も重ねてお願いいたします。

5. 住民の皆様へ

ハイキングや畑仕事等で入山の際には目立つ色の服を着用し、携帯ラジオをかけるなど、自分の存在をハンターにアピールしてください。狩猟している場所へ遊びで近づかないよう、よろしく願いいたします。